

瀬田川整備検討委員会 設立趣旨（案）

淀川水系の治水計画では、木津川、桂川等の流量が先に増大し、続いて淀川本川のピークを迎え、その後ある時間差をもって琵琶湖水位がピークを迎えるという淀川水系の特性を活かし、下流部が危険な時は、下流の洪水防御のために、瀬田川洗堰は放流制限もしくは全閉操作を行い、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させる必要がある。

瀬田川の改修について、瀬田川洗堰上流区間では、琵琶湖総合開発事業により浚渫が完了しており、瀬田川洗堰下流から鹿跳溪谷の直上流までの区間では、河道掘削が概ね完了しようとしている。また、宇治川の改修について、塔の島地区の改修が完了し、天ヶ瀬ダム再開事業は、令和4年度洪水期より運用開始予定である。これらの事業進捗を踏まえ、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するため、鹿跳溪谷の改修を実施する必要がある。

淀川水系河川整備計画（変更）においては「優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点や早期効果発現を重視した河川整備について検討して実施する」としており、有識者で構成する瀬田川整備検討委員会を設置し検討を行う。

上記により、瀬田川（鹿跳区間）を改修するにあたり、景観、自然環境の保全や親水性の確保などに配慮した河川整備を実施するため、専門的な意見を聴くことを目的として本委員会を設立するものである。

瀬田川整備検討委員会

規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「瀬田川整備検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、瀬田川(鹿跳区間)を改修するにあたり、景観、自然環境の保全や親水性の確保などに配慮した河川整備を実施するため、専門的な意見を述べることとする。

(委員会)

- 第3条 委員会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員会を招集し開催する。
 - 5 委員長は、職務を遂行できない時には、自ら指名する委員に職務を委任できる。
 - 6 委員については、代理出席は認めない。ただし、行政委員については、役職をもってあたるものとし、代理出席を認める。
 - 7 委員会は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(情報公開)

第4条 委員会の会議は原則として公開する。その公開方針は別紙2「情報公開方針」によるものとする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、令和6年3月31日とする。
- 2 前項に規定する期間満了の1ヵ月前までに、琵琶湖河川事務所長又は委員のいずれから何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって、本規約に基づき期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該継続時間が満了したときも同様とする。

(事務局)

第6条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所とする。

(その他)

第7条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

(附則)

この規約は令和4年3月28日から施行する。

瀬田川整備検討委員会 名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	役職	分野	備考
かねこ ひろみ 金子 博美	公益社団法人 びわ湖大津観光協会 副会長	親水性 (利用・観光)	
かわさき まさし 川崎 雅史	京都大学大学院 工学研究科 社会基盤工学専攻 教授	景観	
さとふか よしふみ 里深 好文	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授	治水	
なかがわ はじめ 中川 一	京都大学 名誉教授	治水・防災	
ふくしま まさき 福島 雅紀	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 室長	河川	
まえはた まさよし 前畑 政善	神戸学院大学 人文学部 元教授	環境	
行政			
氏名	役職	備考	
や の ともひさ 矢野 公久	国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 所長		
いぶき のぶと 伊吹 信人	滋賀県 土木交通部 流域政策局 局長		
まつざわ ひでお 松澤 秀夫	大津市 建設部 部長		

令和4年3月28日現在

情報公開方針

鹿跳溪谷の改修に伴う瀬田川整備検討委員会の情報公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討委員会で定める。

(1) 協議会開催の案内について

- ・ 会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、琵琶湖河川事務所のホームページに掲載する。

(2) 傍聴について

- ・ 傍聴対象者は制限しないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- ・ 一般傍聴者の会議中における発言は認められない。
- ・ 議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、委員長及び事務局において厳正に対応する。

(3) 会議資料について

- ・ 会議資料は、原則公開とする。
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料や、用地買収及び補償対象物件等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については非公開とする。

附則

この方針は令和4年3月28日から適用する。